

国家公務員法等の一部を改正する法律案概要

趣旨

国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化、国家公務員の退職管理の一層の適正化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制（国家公務員法第 106 条の 2）違反に対する罰則の創設等を行うものである。

一 国家公務員法の一部改正

- 1 人事院は、任用、指定職職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び改定、研修等に関する事務を行わないこととする（これらの事務は、内閣人事局に移管する。）。
- 2 官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止し、これらに替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定を整備する。
民間人材登用センターは、六による給与制度の抜本的な見直しにより制定される法律の施行に併せて廃止するものとする。
- 3 内閣総理大臣が行う職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する規定を削除し、再就職のあっせんは行わないものとする。
- 4 管理職員の定義、管理職への任用に関する運用の管理、管理職の職務明細書その他の管理職員に関する規定を整備する。
- 5 任命権者は、官職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合には、政令で定めるところにより、当該官職について職員の公募を行うことができるものとし、これに関する規定を整備する。
- 6 各大臣等は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとし、当該課程の対象者は内閣人事局が行う審査に合格した者の中から選定すべきことその他これに関する規定を整備する。
- 7 国家公務員法第 106 条の 2 の規定（職員が営利企業等に対し他の役職員をその離職後に当該営利企業等の地位に就かせることの依頼等をするものの規制）に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。
- 8 国家戦略スタッフ・政務スタッフを特別職とする。

二 内閣法の一部改正

- 1 内閣官房に内閣人事局を置く。
- 2 内閣人事局は、幹部職員の人事管理を一元的に行う等のために必要な国家公務

員の人事行政に関する事務等をつかさどる。(※これに伴い、人事院、総務省及び財務省から必要な機能を移管)

- 3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。
- 4 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもって充てる。
- 5 内閣官房に国家戦略スタッフを置く。
- 6 国家戦略スタッフは、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する。

三 国家行政組織法、内閣府設置法等の一部改正

- 1 各府省の事務次官及びこれに準ずる官職を廃止する。
- 2 各府省に政務スタッフを置く。
- 3 政務スタッフは、大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐する。

四 自衛隊法の一部改正

防衛省の職員に対し、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、所要の規定の整備を行う。

五 幹部国家公務員法の一部改正

防衛省の幹部職を占める自衛官以外の隊員について、適格性審査及び幹部候補者名簿の対象とするため、所要の規定の整備を行う。

六 給与制度の抜本的な見直し

政府は、一般職の職員の給与制度について、能力及び実績に応じた処遇の徹底、高年齢である職員の給与の抑制等を図り、より弾力的な降給等を行うことができるよう、民間における賃金の在り方を参考としつつ、できる限り早期に抜本的な見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

七 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、一の6は施行日から起算して3月を経過した日から、三の1は施行日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 その他所要の規定を整備する。